



平成 27 年 1 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムホールディングス
代表者名 代表取締役社長 森 豊隆
(コード番号：2372 東証第一部)
問合せ先 取締役 社長室長 谷田 洋平
(TEL. 03-3264-3148)

有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 14 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び当社顧問（使用人）に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. スtockオプションとして本新株予約権を発行する理由

当社は、先端医療分野を中心に事業推進・基盤強化といった事業計画を迅速に実行するため、機動的且つ株主の利益に十分に配慮した資金調達を行う目的で、平成 27 年 1 月 14 日付取締役会にて、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先とする行使価額修正条項付き第 6 回新株予約権（以下、「本第三者割当」といいます。）の発行に関する決議を行っております。本第三者割当によって調達する資金を平成 27 年 1 月 14 日付「第三者割当による行使価額修正条項付き第 6 回新株予約権の発行及び無担保社債（私募債）に関するお知らせ」の「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に充当していくことで、当社の今後の収益の向上に寄与するものであります。

当社が今後の収益の向上及び企業価値の増大を目指すにあたり、株主の皆様と株価を通じたメリットやリスクを共有することにより、より一層の意欲と士気を向上させ、当社の目標株価に対するコミットメントをさらに高めることを目的として、当社代表取締役及び当社顧問（使用人）に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権の割当先となる当社代表取締役は、当社の先端医療事業等の成長性を加速することにおいて極めて多大なる貢献をしておられ、また今後も企業価値向上への大きな取組が期待できます。とりわけ、事業構造の革新・重要な事業機会の創出・経営資源の確保等の経営上の最重要課題において、さらなる貢献が期待されております。本新株予約権は、当社代表取締役による、これらの活動を行うにあたっての意欲や士気を一層高め、その結果として企業価値の向上を図ることが期待できると考えております。

また、当社顧問（使用人）につきましては、当社は昨年度に先端医療事業の優れた技術を持つディナベック株式会社（茨城県つくば市大久保 6 代表取締役会長 森 豊隆）を傘下に収め、その事業機会を急速に拡大することは経営課題となっておりますが、そのためには既存役職員の努力はもとより、異なる背景を持つ高度な人材を確保する必要があります。当社顧問（使用人）のうち一名につきましては、大手企業等において事業推進に関わる長年の経験と豊富な実績を持つとともに医療分野に精通し、多くの人脈を形成しており、当社では既に重要な事業機会の創出等の経営上の最重要課題においてその

成果を得つつあります。また、当社顧問（使用人）のもう一名につきましても、大手企業・金融機関等において事業推進に関わる長年の経験と豊富な実績を持つとともに金融の分野に精通し、多くの人脈を形成しており、当社では既に重要な事業機会の創出・経営資源の確保等の経営上の最重要課題においてその成果を得つつあります。

したがって、当社顧問（使用人）が当社の企業価値の向上に大きく貢献していることから、今後もさらなる貢献が期待できると考えております。

なお、本新株予約権は、平成 27 年 1 月 30 日以降、当社の株価（終値）が、一度でも 4,500 円を超過した場合に行使することができますが、仮に当社の株価（終値）が 1,500 円を下回った場合には、本新株予約権の権利行使ができない内容となっています。本新株予約権の行使条件として設定した 4,500 円は、当社として目指すべき先端医療事業を営む企業としての時価総額であり、本新株予約権の権利行使不能となる株価として設定した 1,500 円は、当社が上場企業として維持すべき企業価値を勘案した時価総額となっております。

このように、当社の株価が一度でも 4,500 円を超えることという条件を盛り込むことにより、当社代表取締役及び当社顧問（使用人）に対して、当社が目指すべき企業価値による株価の上昇を達成させることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

また、株価条件については、現在の株価水準を勘案し、直近の株価水準を上回る株価水準を行使の基準とするべきという判断に基づいて、株価条件を決定しております。

本新株予約権の目的とする株式の数の合計は、400,000 株であり、希薄化率は、平成 27 年 1 月 14 日現在における当社の議決権総数の 4.05% であります。本新株予約権は、割当対象者の貢献意欲及び士気をより一層向上させ、当社の目標株価に対するコミットメントをさらに強めるという上記目的に資することが期待できる内容となっております。

よって、本新株予約権の発行の目的である当社取締役及び当社顧問（使用人）の目標株価への達成に対する意識の向上を図るためには、当該発行規模は合理的な数値であると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数 4,000 個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、5,905 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価（2,420 円）、行使価格（2,420 円）、ボラティリティ（82.24%）、行使期間（2 年）、リスクフリーレート（-0.028%）、行使条件（詳細は下記 3. 本新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件①及び②を参照）の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果（5,905 円）を参考に決定したものである。

3. 発行価額の総額

23,620,000 円

4. 本新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

① 本新株予約権の目的となる株式 当社普通株式 400,000 株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

② 本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100 株とする。但し、上記「4 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数①」に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に、上記「4 (1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数②」に定める本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、平成 27 年 1 月 13 日の東京証券取引所における普通取引の終値の金 2,420 円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合 (本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。) は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割 (基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。) が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降 (基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間 (以下、「行使期間」という。) は、平成 27 年 1 月 30 日から平成 29 年 1 月 30 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記「4 (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項①」記載の資本金等増加限度額から、上記「4 (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項①」に定める増加する資本金の額

を減じた額とする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下①及び②に掲げる全ての条件に合致するものとし、③または④に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

- ① 新株予約権者は、平成 27 年 1 月 30 日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも 4,500 円を超えた場合にのみ、(但し、「4(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。’) 本新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が 1,500 円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、当該本新株予約権を行使することができない。

5. 新株予約権の割当日 平成 27 年 1 月 30 日

6. 新株予約権の取得に関する事項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権 1 個当たり 5,905 円の価額で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「4(1)本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「4(2)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法]に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に上記「7(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「4(3)新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「4(3)新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「4(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

上記「4(6)新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件

上記「6新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成27年1月30日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	1名	3,200個(320,000株)
当社顧問(使用人)	2名	800個(80,000株)

Ⅲ. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社の代表取締役社長森豊隆に割り当てられますので、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との取引等」に該当いたします。

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社が、平成26年7月18日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に以下の内容で支配株主との取引方針を記載しており、本取引は、この基本方針に則って決定しております。

「当社の創業者である森 豊隆は、当社の議決権の過半数を所有する支配株主であります。当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様な適切な条件を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。」

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社取締役会における本新株予約権の内容及び条件の決定にあたっては、支配株主である当社の代表取締役社長森豊隆は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。

本新株予約権は、社内で定められた規則ならびに手続に従って発行しております。また、権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、上記「Ⅱ. 第7回新株予約権の発行要項」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容および条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役である角台利和取締役（独立役員）並びに社外監査役である佐々木秀次監査役（独立役員）より、本ストックオプションは、①当社の代表取締役である同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであること、②本件ストックオプションは株価がある一定の水準を上回ることによってはじめて権利行使が可能となり、一定の水準を下回ると権利行使はできなくなるものであること、③本件ストックオプションの発行価格の決定方法は第三者機関により算定されていること、④本件ストックオプションの権利行使価額その他の発行内容及び条件について検討した結果、本件ストックオプションは適正なものであり、妥当性が確保されていること、⑤社内で定められた規則および手続きに基づき発行されるものであること、⑥今回の取締役会決議において発行される予定のすべてのストックオプションが権利行使された場合、交付される当社普通株式の上限は400,000株であり、希薄化率は、平成27年1月14日現在における当社の議決権総数の4.05%にあたり、本件ストックオプションの付与が株式価値の希薄化に与える影響は限定的であることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以上